

令和7年度 福井市重層的支援体制整備事業実施計画



LINK あそうづ主催の地域サロンの様子

令和7年3月
福井市福祉政策課福祉総合相談室

目次

1 重層的支援体制整備事業の実施について……………	2
1 実施計画策定の趣旨	
2 実施計画の位置づけ	
3 計画の進捗管理	
4 令和6年度の重層的支援体制整備事業の実績と成果	
2 支援の内容と実施体制について……………	5
1 福井市の重層的支援体制整備事業構成事業	
2 包括的相談支援事業	
3 多機関協働事業	
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
5 参加支援事業	
6 地域づくり事業	
3 支援会議・重層的支援会議について……………	17
1 支援会議・重層的支援会議の概要	
4 計画の推進に向けた取組について……………	19
1 地域共生社会・重層的支援体制整備事業の推進体制について	
2 重層的支援体制整備事業計画の策定・評価・検証について	

1 実施計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少が進行し、地域社会の担い手がさらに減少する中、一人暮らしの高齢者世帯等が増加するなど、家族や地域のつながりの希薄化が一段と進んでいる。

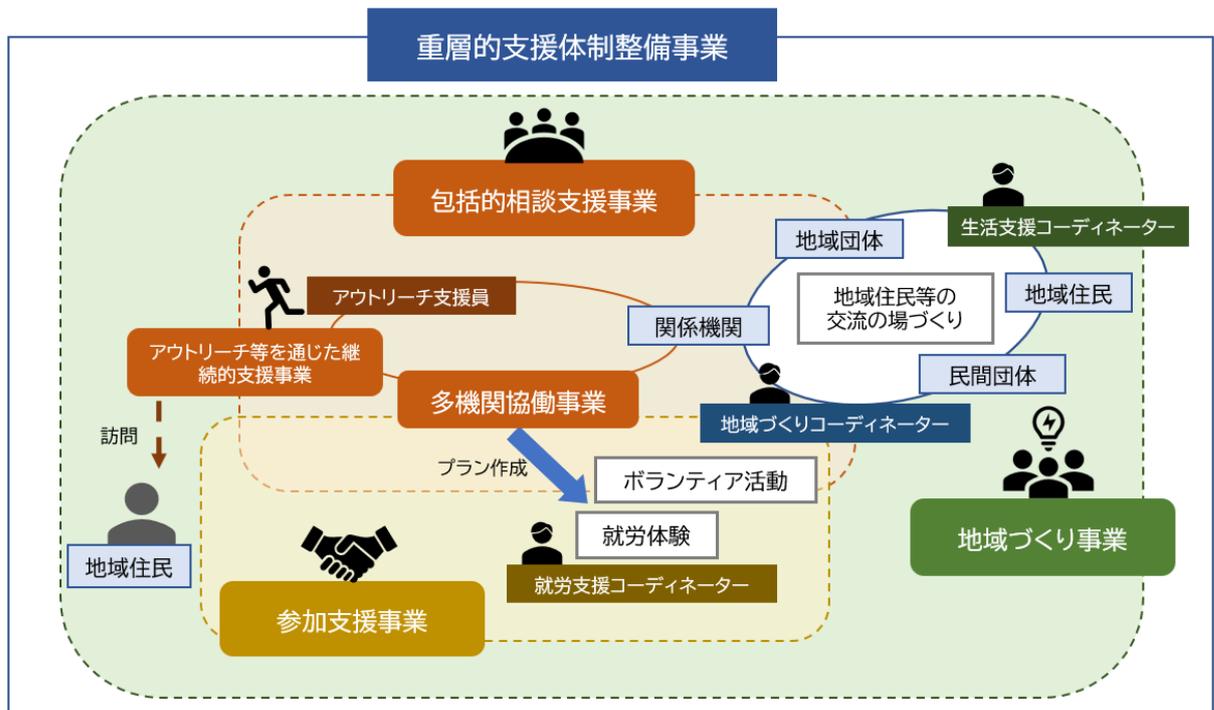
その影響により、8050問題やダブルケアなど複雑化・複合化した福祉課題が年々増加しており、従来の高齢者、障がい者、こども、生活困窮などの分野別支援体制では、対応が困難になってきている。

こうした中、国は地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法等の一部を改正し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援」、社会とのつながりをつくるための支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を規定し、令和3年4月から施行した。

国の改正に伴い、本市では令和4年度から福祉総合相談室よりそいを設置し、重層的支援体制整備事業への移行準備事業（以下、「移行準備事業」）に取り組み、事業実施におけた検討を行った。令和5年度からは、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業を本格実施したところである。

本計画は社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項を定めるものである。

<重層的支援体制整備事業全体イメージ>

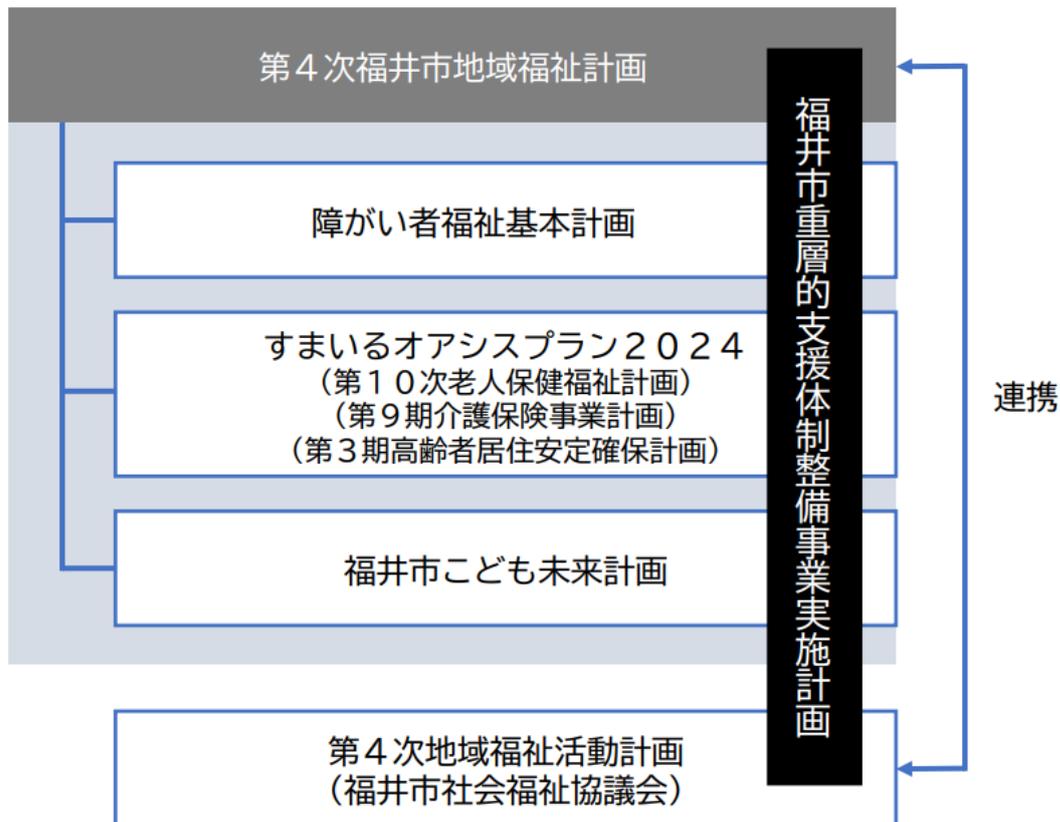


2 実施計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業実施計画は、地域共生社会の理念に関する事項等の基本方針部分については、上位計画である地域福祉計画において策定しており、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化している。そのため、第4次福井市地域福祉計画において、【重層】と記載がある事項は、重層的支援体制整備事業の実施の基本方針を示しており、これらに基づき事業を推進することで地域共生社会の実現に取り組んでいく。

また、重層的支援体制整備事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野の属性を問わない横断的な支援を行うことを目的としている。本計画においては、上位計画である「地域福祉計画」のほか、「障がい者福祉基本計画」、「すまいるオアシスプラン」、「福井市こども未来計画」などの基本理念・基本方針を念頭に置き、地域福祉の推進の観点から、これらの計画と調和を保ち、整合性を図っていく。

<福井市の福祉に関する各分野別計画>



3 計画の進捗管理

重層的支援体制整備事業実施計画を着実に推進するため、「福井市地域共生社会推進会議」(p20)において、評価・検証等進捗管理を行うとともに、本計画の取組を評価する体制を構築している。

<計画期間>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福井市地域福祉計画	第4次地域福祉計画		第5次地域福祉計画
福井市重層的支援体制整備事業実施計画			

4 令和6年度の重層的支援体制整備事業の実績と成果

本市では重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、各種取組を進めている。関係機関の連携においては、福祉分野にとどまらず、分野を超えた連携が図られている。今後は、孤独・孤立対策についても関係機関が連携し、さらなる重層的支援体制整備事業の強化が期待されている。事業運営にあたっては、多機関協働会議、実務者会議、代表者会議で、いただいた提言を踏まえ、引き続き地域共生社会の実現に向けて事業を推進していく。

令和5年度 実績	令和7年2月末 実績	令和6年度 成果
【多機関協働会議開催件数】 24回	 24回	個別のケース検討だけではなく、福祉課題についても関係機関と検討を行った
【アウトリーチ延べ件数】 446 件	 459 件	ひきこもりの方等、来所が難しい方に対し、積極的にアウトリーチ支援を実施した
【参加支援事業 就労体験参加者数】 31 人	 24 人	就労支援コーディネーターが民間企業と連携し、障害者の就労体験の場を提供できた
【参加支援事業 ボランティア延べ参加者数】 104 人	 133 人	地域づくりコーディネーターが民間企業等と連携し、社会参加の場を提供できた
【ささえあいの家設置件数】 6 か所	 7 か所	よろず茶屋に生活支援機能が加わったささえあいを家の増加を行った
【地域づくり事業 地域ネットワーク参加回数】 48 回	 54 回	地域づくりコーディネーターが地域と連携し、住民主体の交流を進めた

2 支援の内容と実施体制について

1 福井市の重層的支援体制整備事業構成事業

令和7年度は表の全事業を重層的支援体制整備事業として実施する。(社会福祉法第106条の4第2項に基づき重層的支援体制整備事業として一体的に実施することと定められている事業)

事業概要	既存制度の対象事業
包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センター運営事業
	【障がい】相談支援事業
	【こども】利用者支援事業
	【困窮】自立相談支援事業
相談支援機能強化分	多機関協働事業
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援事業	【障がい】参加支援事業(就労体験) 【ひきこもり等】参加支援事業(ボランティア)
地域づくり事業	【介護】地域介護予防活動支援事業 ①介護サポーターポイント事業 ②多機能よろず茶屋等設置事業
	【介護】生活支援体制整備事業 ①生活支援体制整備事業 ②介護予防・生活支援サービス検討会議設置事業
	【障がい】地域活動支援センター事業
	【こども】地域子育て支援拠点事業
	【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ①福井市総合ボランティアセンター運営事業 ②地域のプラットフォームづくり支援事業

2 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものである。

【介護】

1 所管課	地域包括ケア推進課
2 事業名	地域包括支援センター運営事業
3 事業内容	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他保健福祉サービスの適切な利用など、専門職のスタッフが総合相談や権利擁護などの様々な支援を行う。 ①第1号介護予防支援事業 ・総合事業の利用に関するケアプラン作成を行う。

	<p>※要支援者のケアプラン作成は介護予防支援事業所として実施。</p> <p>②総合相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護をはじめ、保健・医療・福祉サービスの利用も含めた様々な高齢者の相談に対応。 <p>③権利擁護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進や虐待対応を行う。 <p>④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における多職種との連携・協働関係の構築や、個々のケアマネジャーに対するケアプラン作成支援などを行う。
4 支援対象者	高齢者 など
5 実施方式	委託
6 委託先	<ul style="list-style-type: none"> ・明倫((医)雄久会) ・あたご((医)泉水会) ・中央北((公財)松原病院) ・不死鳥((公財)福井市ふれあい公社) ・あずま((福)恩賜財団福井県済生会) ・大東((福)足羽福祉会) ・九頭竜((福)藤島会) ・北((一財)新田塚医療福祉センター) ・みなみ((福)一乗谷友愛会) ・社((福)新清会) ・光((福)健楽会) ・川西((福)福聚会) ・東足羽((医)厚生会)
7 配置人員	各地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を各1名以上配置

【障がい】

1 所管課	障がい福祉課
2 事業名	相談支援事業
3 事業内容	<p>地域で暮らす障がいのある方やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行うことで、障がいのある方が自立した生活を送れるように総合的・継続的に支援する。</p> <p>①障害者相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスやその他社会資源の利用援助や権利擁護 <p>②基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止
4 支援対象者	障がい者 など
5 実施方式	委託
6 委託先	<p>①地区障がい相談支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほくとう((福)高志福祉会) ・ほくせい((福)九頭竜厚生事業団) ・なんとう((福)六条厚生会) ・なんせい((福)この道福祉会) ・発達障がい相談支援((特非)はるもにあ) <p>②基幹相談支援センター((福)この道福祉会)</p> <p>※発達障がいに係る人材育成は(特非)はるもにあが実施。</p>

7 配置人員	<p>①各地区障がい相談支援事業所 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員のいずれかの資格を持つもの1.3人以上</p> <p>○発達障がい者相談支援事業所 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、特別支援教育士、自閉症スペクトラム支援士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有し、発達障がい者への支援に関わった経歴を持つ者2名以上</p> <p>②基幹相談支援センター 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員のいずれかを持つ者2.0人以上</p>
--------	--

【こども】

1 所管課	(基本型)こども保育課 (こども家庭センター型)こども家庭センター
2 事業名	(基本型、こども家庭センター型)利用者支援事業
3 事業内容	<p>こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</p> <p>(基本型)</p> <p>・こどもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行う。</p> <p>(こども家庭センター型)</p> <p>・妊娠、出産、育児に関する相談に対応し、必要に応じてサポートプランの作成や関係との連絡を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。</p>
4 支援対象者	こども及びその保護者 など
5 実施方式	一部委託
6 委託先	慶長会(こども家庭センターの一部)
7 配置人員	<p>(基本型)再任用の元保育士2名を配置</p> <p>(こども家庭センター型)保健師、社会福祉士、心理士等の担当職員市職員)</p>

【困窮】

1 所管課	福祉政策課 福祉総合相談室よりそい
2 事業名	福井市生活困窮者自立支援事業のうち自立相談支援事業
3 事業内容	生活困窮者の相談を聞きながら、その意向に沿った支援プランを作成し、自立に向け、本人が行動できるよう、相談員が伴走しながら支援を行う。令和7年度からは住まいの総合相談窓口を開設し、住まいに関する相談についても対応する。
4 支援対象者	主に生活困窮者 など
5 実施方式	直営
6 配置人員	主任相談支援員 1名(会計年度任用職員1名) 相談支援員5名(市職員 2名、会計年度任用職員3名) アウトリーチ支援員 1名(会計年度任用職員1名)

【全体】

今後の取組	アウトリーチ支援事業との連携強化や、関係機関向けの研修・会議等を行い、包括的に相談を受け止め、関係部署・機関が連携して相談支援を実施できる体制を構築していく。
-------	---

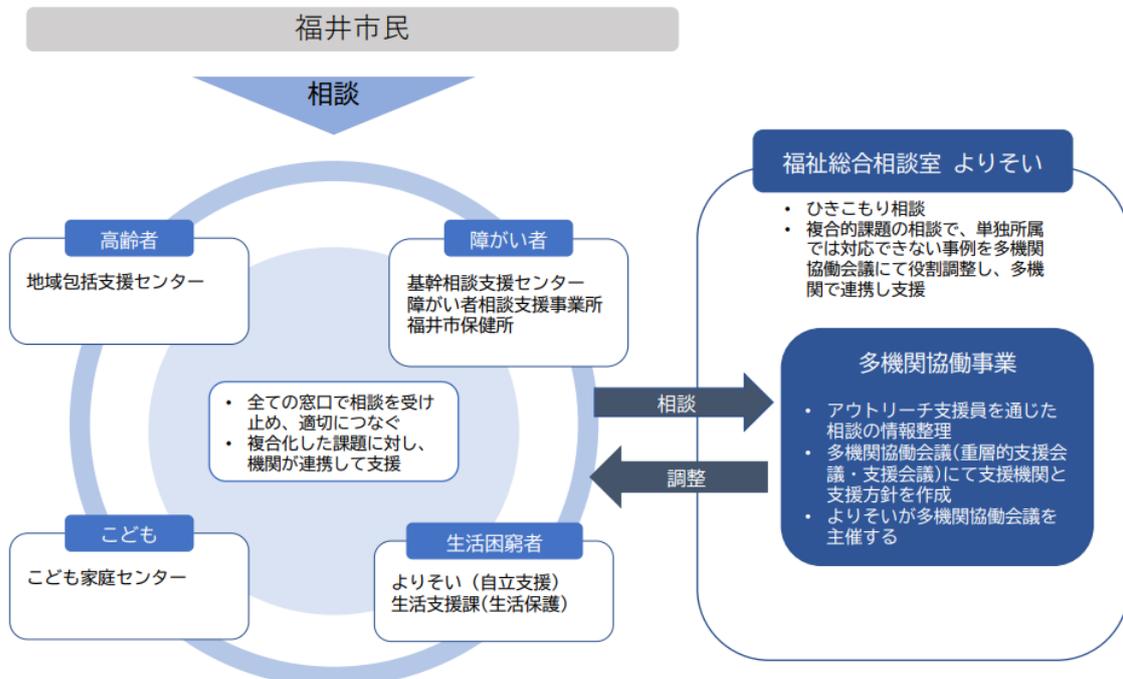


福祉総合相談室よりそいでの面談の様子（イメージ）

3 多機関協働事業

多機関協働事業は、既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等について、支援会議・重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、事例全体の調整機能を担う。

1 所管課	福祉政策課 福祉総合相談室よりそい
2 事業名	多機関協働事業
3 事業内容	社会福祉士・保健師の専門職2名（以下、多機関協働担当者）を中心に、複合化した課題のアセスメント、支援の方向性、各相談支援機関の役割分担の決定などケース全体の調整を行い、支援プランを作成する。 また、支援関係機関間の連携体制を強化し、地域における地域生活課題等の共有を図り、新たな社会参加に資するとりくみや支援手法の創出を図る。
4 支援対象者	複雑化・複合化した福祉課題を抱えた者 など
5 実施方式	直営
6 配置人員	多機関協働担当者 2 名（市職員 2 名）
7 今後の取組	複合的課題を抱えた事例の検討だけでなく、複合的な福祉課題等で、支援方法が十分確立されていない事例について、関係機関が協議し、支援方法を検討する。 包括的相談支援を実施するには、福祉に関する幅広い専門的知識、相談支援能力、対人援助能力が必要であることから、効果的な支援を行うための研修を企画・開催する。



多機関協働事業との連携イメージ図

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもり等の狭間の課題や複合的な課題を抱えており、自ら支援を求めることのできない人や支援につながらずに拒否的な人などに、必要な支援を届けるための相談支援事業。本事業では、支援関係機関や地域住民のネットワークが本人と直接かつ継続的に関わるための、信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を重視し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集しながら伴走的支援を実施していく。

1 所管課	福祉政策課 福祉総合相談室よりそい
2 事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
3 事業内容	アウトリーチ支援員を中心に相談支援員や多機関協働担当者も含めてアウトリーチによる相談支援を行う。
4 支援対象者	複雑化・複合化した福祉課題等を抱えた者 など
5 実施方式	直営
6 配置人員	アウトリーチ支援員2名
7 今後の取組	<ul style="list-style-type: none">・多機関協働会議にて、支援計画を協議するなど、支援対象者の情報を共有しながら、対象者へのアプローチ方法を検討していく。・アウトリーチでつながった支援対象者やその家族に対し、状況に併せて関係機関や参加支援事業、親の会へつなぐなど、より手厚い支援につなげていく。また、新たな支援対象者の社会参加の場についても検討する。・既存の相談機関だけでなく、チャレンジ教室やひきこもり関係機関、その他様々な機関と連携する中で、支援対象者を把握し、アウトリーチを行っていく。・包括的相談支援体制の拡充を目指し、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター等と連携しながら、複雑化・複合化した課題へのかかわりを増やしていく。



アウトリーチ支援の様子（イメージ）

5 参加支援事業

参加支援事業は、既存の障がい者に対しての就労支援や社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対し、就労支援コーディネーター（雇用調整員）や地域づくりコーディネーターが就労や地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業。

1 所管課	①【障がい】（就労体験）障がい福祉課 ②【ひきこもり等】（ボランティア等）福祉政策課 福祉総合相談室よりそい
2 事業名	参加支援事業
3 事業内容	<p>就労支援コーディネーター及び地域づくりコーディネーターを配置し、障がい者（障がい者手帳所持者や医師の診断書を持つ者）だけでなく、障がいの疑いのあるひきこもりの人たちなどのいわゆるグレーゾーンの人（以下、「障がい者等」という）を対象に、一般企業への就労だけでなく、イベントの手伝い等のボランティアや農作業など多様な社会参加につなげる。</p> <p>①就労体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援コーディネーターは、主に障がい者等の一般企業への就労を促進するとともに、受入れ先の開拓を進める。 ・障がい者等へ自身の就労の適性や就労の場を知る機会を提供するとともに、受入れ側の障がい者等への理解を深めるため、短期の就労体験を行う。 ・障がい者等の就労が実現した後、就労支援コーディネーターは定期的に受入れ先を訪問し、受入れ先と障がい者等の双方に対して、活動の継続に向けた相談支援、課題解決等への支援を行う。 <p>②ボランティア等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりコーディネーターはその強みを活かして、社会福祉法人、ワークス・コープ、商店、NPO、ボランティア団体等に働きかけ、多様な受入先を開拓するとともに、地域活動などのボランティアや農業や、軽作業などその人のニーズに合わせて多様な社会参加を促進する。
4 支援対象者	障がい者、障がいの疑いのある人たち など
5 実施方式	①直営 ②委託
6 委託先	②市社会福祉協議会
7 配置人員	①【障がい福祉課】就労支援コーディネーター（雇用調整員）2名 ②地域づくりコーディネーター1名
8 今後の取組	<p>①就労体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、就労支援コーディネーターを配置し、障がい者等が社会参加の場を知る機会を提供し、企業が障がい者等への理解を深めるため、短期の就労体験を行う。 <p>②ボランティア等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりコーディネーター等が関係機関や民間企業に働きかけ、支援対象者の新たな社会参加の場の開拓を行う。 ・サポステなどと連携し、就労が難しい支援対象者へ本事業利用の働きか

	<p>けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加支援利用者のボランティア体験後の求職活動を見据え、関係機関や企業と連携しながら、就労につながる取り組みを検討する。
--	---



参加支援（ボランティア活動）の様子

6 地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域資源の開発やネットワークの構築を推進する。また、地域における多様な取り組みのコーディネートや、他分野がつながる地域のプラットフォームづくり等にも取り組む。

【介護】地域介護予防活動支援事業

1 所管課	地域包括ケア推進課
2 事業名	<p>①介護サポーターポイント事業</p> <p>②多機能よろず茶屋等設置事業</p>
3 事業内容	<p>①介護認定を受けていない高齢者等を含む40歳以上の市民が介護サポーターとなり、市内の介護施設でのボランティアや在宅高齢者のゴミ出しなどの生活支援を行うことでポイントが付き、年間 5,000 円を上限に還元される。</p> <p>②高齢者の交流と介護予防の場である「いきいき長寿よろず茶屋」を設置している。また、よろず茶屋の機能を強化した「ささえあいの家」を設置しており、これはよろず茶屋の機能に気になる高齢者に対する見守り、ゴミ出しなどの生活支援を行う機能を加えた事業である。地域住民で構成される運営委員会が設置し、補助を受ける。原則週 1 回以上の開催が必要。</p> <p>【地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等から把握し、受け止めた課題について、専門的な支援が必要なものについて適切に各分野の専門機関につなぐ

	<p>下記については実施可能なよろず茶屋で事業を実施</p> <p>(1) 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備</p> <p>(2) 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート</p> <p>(3) 他分野がつながるプラットフォームの展開</p>
4 事業対象者	<p>①40歳以上の介護認定を受けていない者</p> <p>②利用者は高齢者、運営委員会は高齢者であることを問わない</p>
5 実施方式	①委託 ②運営委員会への補助
6 委託先	①シルバー人材センター
7 今後の取組	②地域や生活支援コーディネーター、その他関係機関と連携しながら、高齢者の生きがい創出と社会参加を促進する。

【介護】生活支援体制整備事業

1 所管課	地域包括ケア推進課
2 事業名	<p>①生活支援体制整備事業</p> <p>②介護予防・生活支援サービス検討会議設置事業</p>
3 事業内容	<p>①高齢化の進展に伴い、高齢者世帯や認知症の高齢者が増加するなか、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活をつづけるために、地域共生社会の実現や生活支援体制整備の推進に向けて、市に配置している直営の第1層生活支援コーディネーターと、市社会福祉協議会に日常生活圏域ごとの第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、多様な地域団体や関係機関、地域住民との話し合いの場（協議体）を設けていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域高齢者等に不足するサービス、課題や地域支援ニーズの把握 ・ニーズとサービスのマッチング（調整、仲介） ・地域包括支援センター、民生児童委員、地区社協等関係機関との連携体制強化 ・地域の支援ニーズに応じた介護予防活動（通いの場の運営、発掘） <p>②主に介護予防と生活支援サービスの在り方について検討する協議体で、学識経験者、地域団体、社会福祉団体、リハ職関係団体の代表者で構成。</p>
4 事業対象者	高齢者 など
5 実施方式	<p>①一部委託</p> <p>②直営</p>
6 委託先	①第2層生活支援コーディネーター配置や協議体の開催は市社会福祉協議会
7 今後の取組	検討された内容を事業に反映し、住民主体の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図る。

【障がい】地域活動支援センター事業

1 所管課	障がい福祉課
2 事業名	地域活動支援センター事業
3 事業内容	<p>障がい者等を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流を促進する活動を実施。本市では、令和元年度から事業を再編し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実を図っている。</p> <p>【基礎的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創作活動、生産活動、社会との交流促進等の事業を実施。 <p>【機能強化事業】※本市はⅢ型のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において就労が困難な在宅障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業及び個別相談支援を実施する。 <p>【地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等から受け止めた課題について、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐ <p>下記については実施可能なセンターで事業を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備 (2) 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート (3) 他分野がつながるプラットフォームの展開
4 事業対象者	障がい者 など
5 実施方式	委託
6 委託先	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター わいわい((福)福井県視覚障害者福祉協会) ・地域活動支援センター プラザあけぼの((福)竹伸会) ・地域活動支援センター ちかつ・やわらぎ((福)六条厚生会) ・地域活動支援センター ラルゴ((特非)はるもにあ)
7 その他	・基礎的事業に係る分は交付税措置されるので、事業は対象となるが、交付金算定の対象外。
8 今後の取組	・地域や関係機関とも連携しながら、引き続き、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流する活動を行うことにより、障がい者等が地域生活支援の促進を図れる居場所となっていく。

【こども】地域子育て支援拠点事業

1 所管課	こども政策課、こども家庭センター
2 事業名	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
3 事業内容	<p>地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的に、子育て中の親子(概ね4歳未満の児童とその保護者)が気軽に集い、一緒に遊べる場所を提供するとともに、子育て相談や講演会などを開催。利用料は無料。</p> <p>(1) 一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本事業の他、地域支援を実施。

	<p>(2)連携型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本事業を実施（児童福祉施設・児童福祉事業を実施する連携施設において事業を実施） <p>【基本事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 <p>【その他事業】</p> <p>地域支援</p> <p><全てのセンターで実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等から把握し、受け止めた課題について、専門的な支援が必要なものについて適切に各分野の専門機関につなぐ ・チラシの配布や回覧板での広報、関係機関へ出向く等、地域へ周知活動 <p><一般型のみで実施></p> <p>下記の(ア)～(エ)いずれかを月1回以上を目安に実施する</p> <p>(ア) 高齢者・学生等との多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>(イ) 地域団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>(ウ) 地域ボランティアの育成等地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>(エ) 本事業を利用したくてもできない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p>																																		
4 事業対象者	子ども及びその保護者 など																																		
5 実施方式	委託／直営																																		
6 実施施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般型</td> <td>おやこの広場 あ・の・ね</td> <td>文京1</td> <td>福井市シルバー 人材センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ハーツ きっず</td> <td>羽水</td> <td>羽水1</td> <td rowspan="3">福井県民 生活協同組合</td> </tr> <tr> <td>学園</td> <td>学園2</td> </tr> <tr> <td>志比口</td> <td>志比口2</td> </tr> <tr> <td>たんぽぽ広場</td> <td>江守の里2</td> <td>育幼福祉会 (あさかぜ子ども園)</td> </tr> <tr> <td>ぱんだルーム</td> <td>木田1</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>ひよこ広場</td> <td>明里町</td> <td>福井市民間幼児 教育連盟</td> </tr> <tr> <td>ゆりかごと赤とんぼ</td> <td>風巻町</td> <td>(一社)福井県助産 師会</td> </tr> <tr> <td>竜のつながる一む</td> <td>高木北2</td> <td>(福)中藤福祉会</td> </tr> <tr> <td>アオッサ子育て広場</td> <td>手寄1</td> <td>慶長会</td> </tr> </tbody> </table>		名称	所在地	事業者	一般型	おやこの広場 あ・の・ね	文京1	福井市シルバー 人材センター	ハーツ きっず	羽水	羽水1	福井県民 生活協同組合	学園	学園2	志比口	志比口2	たんぽぽ広場	江守の里2	育幼福祉会 (あさかぜ子ども園)	ぱんだルーム	木田1	市	ひよこ広場	明里町	福井市民間幼児 教育連盟	ゆりかごと赤とんぼ	風巻町	(一社)福井県助産 師会	竜のつながる一む	高木北2	(福)中藤福祉会	アオッサ子育て広場	手寄1	慶長会
	名称	所在地	事業者																																
一般型	おやこの広場 あ・の・ね	文京1	福井市シルバー 人材センター																																
	ハーツ きっず	羽水	羽水1	福井県民 生活協同組合																															
		学園	学園2																																
		志比口	志比口2																																
	たんぽぽ広場	江守の里2	育幼福祉会 (あさかぜ子ども園)																																
	ぱんだルーム	木田1	市																																
	ひよこ広場	明里町	福井市民間幼児 教育連盟																																
	ゆりかごと赤とんぼ	風巻町	(一社)福井県助産 師会																																
	竜のつながる一む	高木北2	(福)中藤福祉会																																
	アオッサ子育て広場	手寄1	慶長会																																

	連携型	きのこルーム	砂子坂町	市
7 今後の取組	<p>・地域や関係機関とも連携しながら、引き続き、子育て不安の緩和やこどもの健やかな育ちの促進を行うなど、子育て支援の拠点としての役割を果たしていく。</p>			

【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

1 所管課	<p>①市民協働・ボランティア推進課 ②福祉政策課 福祉総合相談室</p>
2 事業名	<p>①福井市総合ボランティアセンター運営事業 ②地域のプラットフォームづくり支援事業</p>
3 事業内容	<p>①福井市総合ボランティアセンターの運営 ボランティアコーディネーターを配置し、福祉分野をはじめとしたボランティア講座等の開催を通して市民のボランティア活動への関心や意欲を高め、実際の活動につなげることで、地域における困窮者支援を含めた市民活動の活性化を図る。</p> <p>②地域におけるプラットフォームの形成 地域づくりコーディネーターが、生活支援コーディネーターや関係機関等と連携し、人、場、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や属性を問わない居場所の設置など次の展開に向けて地域へ働きかける。</p>
4 事業対象者	全市民
5 実施方式	①直営、②委託
6 委託先	②市社会福祉協議会
7 今後の取組	<p>・引き続き、地域における多様な居場所づくりや、生活困窮世帯の支援活動につながるような講座を企画・開催し、市民へ発信していく。</p> <p>・地域住民が地域の問題を相談する地域プラットフォームづくりを下支えし、地域住民が身近な問題を自分達で解決できる仕組みを促進させる。</p> <p>・地域振興課、地域おこし協力隊等と連携しながら、地域の状況を把握し、地域のキーパーソンとつながりながら、地域課題解決のための地域プラットフォームを様々な地区へ広げていく。</p> <p>・生活支援コーディネーターとも連携しながら、地域に広く活動が展開できるよう、関係機関と協議していく。</p>

3 支援会議・重層的支援会議について

1 支援会議・重層的支援会議の概要

本市では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、社会福祉法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるための支援会議及び重層的支援会議※1（本会議の総称を「多機関協働会議」とする。）を開催する。なお、支援会議及び重層的支援会議の出席者は、会議において知り得たすべての事項※2（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。）について守秘義務がある。

※1 重層的支援会議は本人の同意を得て、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため開催する。

※2 支援会議・重層的支援会議においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。

1 名称	支援会議	重層的支援会議
2 目的	潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。※ ※本人の同意が得られていない場合	支援会議のうち、支援及び関係機関との個人情報の共有について本人の同意が得られている事例を取り扱う。
3 協議内容	①気になる事例についての情報提供・情報共有 ②支援方針の決定と共有 ③緊急性がある事案への対応	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ①多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。 ②多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。 ③個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発等に向けた取組を検討する。
4 構成員	【固定メンバー】 ・福祉総合相談室よりそい ・生活支援課 ・障がい福祉課	

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進課 ・保健所 地域保健課 ・こども政策課 ・こども家庭センター <p>※必要に応じて、外部の相談機関に出席依頼。リモートでの出席も可。</p>
5 開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回(第4火曜日9:00~12:00)開催。 ・1事例につき、90分。 ・そのほか、必要に応じて随時開催する。 ・福祉課題への対応策の検討及び、構成員等のソーシャルワーク能力向上に資する研修会を多機関協働会議の中で実施する。



多機関協働会議の様子

4

計画の推進に向けた取組について

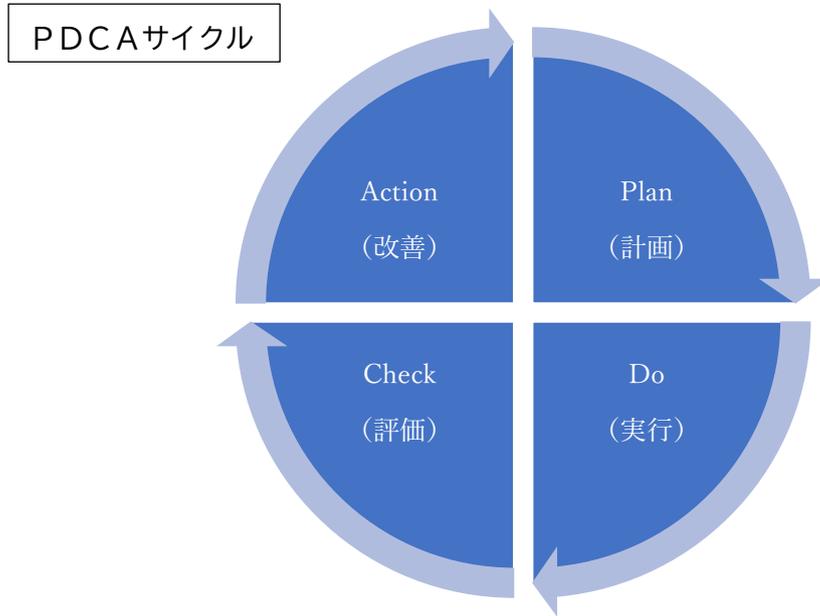
1 地域共生社会の実施に向けた重層的支援体制整備事業の推進体制について

下表の会議体を設置し、本計画の進捗状況を把握・検証するとともに、必要に応じて取組内容の見直しや追加を行う。また、庁内・庁外を含めた関係部署や機関との連携・協力体制を構築する。

	地域共生社会推進実務者会議	地域共生社会推進代表者会議
目的	地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画のPDCA及びその遂行に必要な施策を実務者レベルで具体的に検討し、代表者会議に諮る。ベテラン専門職の知見を活かしての分野横断的施策の立案。	地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画のPDCA及びその遂行に必要な施策を代表者レベルで検討、オーソライズする。社会福祉審議会地域福祉部会として位置づけ。
内容	①地域福祉計画の実務者レベルでの策定・評価・検証 ②重層的支援体制整備事業実施計画の実務者レベルでの策定・評価・検証 ③多機関協働会議で見えてきた分野横断的な福祉的ニーズや課題に対する施策、地域資源の創出の検討・立案。 ④福祉部次長の諮問に応じて、分野横断的な新たな福祉課題への対応において担当課の役割分担や施策の検討・立案。	①地域福祉計画の策定・評価・検証 ②重層的支援体制整備事業実施計画の策定・評価・検証 他に、左欄の③④で立案された施策を代表者レベルでの検討、オーソライズ。
開催頻度	年2回、随時	年1回(年度末)
座長	福祉事務所長	互選による
メンバー	主に多機関協働会議のメンバー	市の筆頭は福祉事務所長 担当課は課長
多機関メンバー	福祉政策課(福祉総合相談室) 生活支援課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保健所 地域保健課 こども政策課 こども家庭センター	
庁内	※必要に応じて、窓口各課 市民サービス推進課 消費者センター 納税課 債権管理室 住宅政策課 市営住宅課 上下水道サービス課 学校教育課 保健給食課 保険年金課 介護保険課 市民課 こども保育課 健康管理センター ※必要に応じて地域福祉計画の記載に係る課 地域振興課 市民協働・ボランティア推進課 危機管理課 生涯学習課	
庁外	※地域包括支援センター、地区障がい相談支援事業所等外部機関。議題に応じてヒアリングが必要な場合に招致する。基本的には管轄課・関係課がそのニーズや課題を把握する。 ・部会を設置し、生活困窮などテーマ別に多様な関係機関を集め協議を行う。	福井市自治会連合会 福井市民生児童委員協議会連合会 福井市地区社協連絡協議会 福井市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 福井市身体障害者福祉連合会 福井市ボランティア連絡協議会 福井市介護サービス事業者連絡会 福井市母子寡婦福祉連合会 福井市社会福祉協議会 公募市民

2 重層的支援体制整備事業計画の策定・評価・検証について

本計画は、年度ごとに実施状況を確認した上で、計画の見直し等について協議を行い、円滑な事業実施に努める。本計画の策定・評価・検証は、地域共生社会推進実務者会議、代表者会議にて実施し、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）を通じて改善を図っていく。



地域共生社会推進実務者会議の様子